

鳥取県乳がん検診一次検査（乳房エックス線撮影）医療機関登録基準

- 1 医療施設内に乳房用エックス線撮影装置（以下「乳房撮影装置」という。）を有すること。
- 2 乳房撮影装置は、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす（満たさない場合は、線量（3 mGy以下）及び画像基準を満たす）撮影装置を備えること。
なお、上記の基準に合致しなくても、委員長の指名する委員によって審査をした結果、当該検査を実施するに適切な撮影装置であると判定され、委員会で承認された装置であればいい。
- 3 乳房撮影を行う診療放射線技師が1名以上いること。
なお、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する乳房エックス線検査に関する講習会を修了していることが望ましい。
- 4 上記の参加条件に不備、不足があった場合には登録更新を認めない。